

別記
第1号様式

年 月 日

(宛先) 柳井市長 井原 健太郎

保護者 住 所
柳井市
(電話 -)
氏 名 ④
(児童との続柄:)

柳井市一時預かり事業利用申込書

柳井市一時預かり事業実施要綱第4条の規定に基づき、利用申込書を提出します。

児童氏名 男・女 (生年月日: 令和 年 月 日)
年齢 (歳)

児童氏名 男・女 (生年月日: 令和 年 月 日)
年齢 (歳)

住 所 柳井市
(柳井市が実家の場合、住民票所在地)

実施保育所名 社会福祉法人 ひづみ保育園

利用期間 令和 年 月分 ・ 日～ 日
(日 日 日 日 日 日 日 日)

理 由 (具体的に)

ひづみ保育園における 柳井市一時預かり事業について

- 利用のしかた … 必要が生じましたら、保育園に申請書を提出してください。
様式は、保育園にございます。 職員の加配等スムーズな対応ができますので、できるだけ早く利用日をお知らせ下さいましたら助かります。 しかし、突然の事態でも対応いたしますので、急なご利用も、ご遠慮なくおっしゃってくださいませ。 日程変更が生じましたら、分かり次第お知らせ下さい。
- 利用期間…1日を単位とし、原則として週に3日程度、月に12日以内
- 保育時間…原則として午前8時30分から午後5時までの間
- 一時預かり事業利用料…ひとり1,800円 / 1日 (令和4年度現在の個人負担分)
保育利用後に、園にお支払い下さい。後日市から利用の写しが届きます。
- 条 件 …健康であること。(請負投薬はいたしません。)
柳井市内(一時預かり事業の相互利用に関する協定書を締結した市町村を含む。)に住所を有する者で、次の各号のいずれかの事由により、その家庭において児童を保育できないため、一時的に保育所において預かる必要があると市長が認めた方。
(1) 短時間勤務、断続的勤務、職業訓練、就学等
(2) 疾病、入院、災害・事故、親族の看護、親族の介護、冠婚葬祭等
(3) 育児に伴う心理的、肉体的負担の解消等の私的理由
(4) その他市長が特に必要と認める理由
- 利用料に含まれるもの … 保育費・給食費(3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食のみ)・教材・その他雑費・おやつ代
- 利用料に含まれないもの…毎月のお誕生会主食費100円、米飯給食時のお米1合(下記参照)
- 一時預かり事業利用時に必要なもの 個人の持ち物には、必ず記名して下さいネ

全乳幼児共通

- 着替え … 上着・下着1組程度
保育園にも若干着替えは準備してありますが、返却の手間をなくするため、必要な方は良ければお持たせ下さい。
- フェイスタオル1枚 … お手拭きです。掛け紐が中程についているのが、より良いです。
- 帽子 … 夏季等、日差しの気になる季節に。
- 給食セット
コップ(割れにくいもの)・箸やスプーン・主食・ナフキンを、巾着袋に入れてお持たせ下さい。スプーン等や主食の内容は、個々の発達や、メニューに応じて調節して下さい。ただし、3歳未満児さんは完全給食ですので、主食は必要ありません。
お誕生会(月末頃)・米飯給食の日には、3歳以上児さんも主食は要りません。事前に職員に尋ねるなどしてご確認下さい。お誕生会の主食費として100円を別に徴収させていただきます。(3歳未満児さんも対象です。保育園で集めます。)米飯給食の日には、お米1合をいただきます。(3歳以上児さんのみです。)
以下、できればお持たせ下さい。(なくても結構です。)
- 長期利用者は、お布団1セット
年中・年長児は、夏期午睡期間のみ。季節の状態に合わせ、掛布団の種類を調節して下さい。

3歳未満児

- ※ 3歳未満児さんとは…当年度4月2日時点で3歳に満たない子どもさん
個々で成長が違います。必要なものも違ってきますので、ご配慮下さい。
- おむつの必要なお子さん … 5~6枚/1日。紙おむつ又は布おむつとおむつカバー(2枚)
- お食事用エプロン(0・1歳児)またはハンドタオル
- 授乳の必要なお子さん … ミルク・使い馴染んだ哺乳瓶
- あんよができるお子さん … 靴 園庭で、伸び伸び歩かせてあげましょう。
お家でよく遊ばれている玩具(ぬいぐるみ、ミニカー等)
短期保育です。異なった環境の中で過ごすお子さんに、いつもそばにある大好きな玩具は、何よりの精神安定剤となります。

3歳以上児

- 歯ブラシ … 3歳以上児のみ。歯磨き粉は、必要ありません。

----- (きりとりせん) -----

質 問 (お名前 _____ 年 月 日生)

- 排泄は、ひとりりでできますか。(はい・おしっこのみ・いいえ)
- 食物等アレルギーはありますか。(いいえ・はい…()・除去食なし・あり)
- 普段の食事摂取量はいかがですか。(ふつう・よくたべる・食が細い・好き嫌いが多())
- いつも午睡(お昼寝)はされますか。それは、何時頃から、何時間位眠られますか。
(いいえ・はい…()時頃から()時間)

利用当日の緊急連絡先 ☎ - - (宛先:)

一時預かり事業の相互利用

(2018/04/01現在)

相互利用可能市町一覧

【広島県】

広島市	呉市	竹原市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市
安芸太田町	北広島町	大竹市	府中町	海田町	熊野町	坂町
大崎上島町	世羅町					

【山口県】

岩国市	柳井市	和木町	周防大島町
上関町	田布施町	平生町	

